14 狩猟税

(単位 円、件)

				額
	区 分	税率		件 数
	法附則第32条の2第1項に 該当するもの 所得割額の納付 法附則第32条の2第2項に	$16,500 \times 1/2$ $16,500 \times 1/2$	1,107,000 2,164,800	135 264
	を要する者 該当するもの 上記に該当しないもの	16,500	12,210,000	740
	器	$11,000 \times 1/2$	-	_
	所得割額の納付 法附則第32条の2第2項に を要しない者 該当するもの	$11,000 \times 1/2$	5,500	1
	上記に該当しないもの	11,000	77,000	7
法第700条の	法附則第32条の2第1項に 該当するもの 所得割額の納付 を要する者 法附則第32条の2第2項に 該当するもの	$8,200 \times 1/2$ $8,200 \times 1/2$	98,400 192,700	24 47
52 第	網	8,200	697,000	85
項	・ お な 法附則第32条の2第1項に 該当するもの 法附則第32条の2第2項に	$5,500 \times 1/2$ $5,500 \times 1/2$	-	_
	を要しない者 該当するもの 上記に該当しないもの	5,500	_	_
	空 気 銃 (法附則第32条の2第1項に 該当するもの 法附則第32条の2第2項に 該当するもの 上記に該当しないもの	$5,500 \times 1/2$ $5,500 \times 1/2$ 5,500	18,900 10,800 467,500	7 4 85
	合 計		17,049,600	1,399